会 議 録

1 会議名

令和2年度 第9回金谷区地域協議会

- 2 議題(公開・非公開の別)
 - (1) 地域協議会 会長会議について (公開)
 - (2) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について (公開)
- 3 開催日時

令和2年12月23日(水)午後6時00分から午後8時00分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

- 7 出席した者(傍聴人を除く。)の氏名(敬称略)
 - · 委 員:村田敏昭(会長)、川住健作(副会長)、山井広子(副会長) 大瀧幸治、加藤國治、神崎 淑、小林雅史、髙橋敏光、髙橋 誠、 髙宮宏一、土屋博幸、平良木美佐江、山本一男
 - ・事務局:南部まちづくりセンター 堀川センター長、田中主任
- 8 発言の内容

【田中主任】

- ・石川委員、石野委員、小堺委員を除く13人の出席があり、上越市地域自治区の 設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会 議の成立を報告
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は村田会長が務めることを報告

【村田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認:土屋委員、髙橋 誠委員に依頼 次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

・資料により説明

【村田会長】

事務局の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

一次第3報告(1)地域協議会 会長会議について一

【村田会長】

次第3報告(1)地域協議会 会長会議についてに入る。地域協議会 会長会議が 去る11月25日(水)に開かれ、出席してきた。会議の概要について、事務局に 説明を求める。

【堀川センター長】

・参考資料により説明

【村田会長】

私からはグループ協議で話し合った内容について説明する。金谷区を含めた9区がBグループとなり、テーマを設けて意見交換を行った。Bグループでは八千浦区の仲田会長が議長、浦川原区の藤田会長が発表役となり、自主的審議事項について各区ではどういうことをしているか、どういった形で進めているかを話し合った。野澤副市長が講話の中で地域協議会の主たる役割は自主的審議事項であると話しており、そのことにもちょうど合致していた。その中で、浦川原区では学校区に関して、3つの小学校区を1つに統合しようということを行政に先駆けて地域協議会として取りまとめたそうである。最終的には3つの小学校区を1つにするのに8年かかったとのことである。委員の任期は4年なので、2期で何とか実ったということである。とても長い時間がかかるものだと改めて確認をした。最初に声を上げた時は、地域住民も子どもたちも誰も動こうとしなかったそうである。協議を進めていく中で、4年経ってからようやく会議が午後6時や6時30分から始めているために住民の皆さんが参加するのに不都合だったのではないかということに気がつき、日曜日の昼間に会議を行うことにしたそうである。そこから地域の声がだんだん聞けるようになり、地域の皆さんに少しずつまとまりが出てきたと話していた。

そして後半の4年のうちの2年間で意見を取りまとめて行政に提言をしたところ、地域や住民の声ということで本腰を上げて2年間でスピードアップし、教育委員会が率先して小学校区をひとつにまとめるよう取り組んだとのことであった。1、2年でなかなか実を結ぶものではなく、8年もかけてようやく実を結んだ地域協議会のテーマだったと教えてもらった。そしてもうひとつ、大潟区で地域の魅力発信について地域協議会で取り上げたそうである。議論していく中で、大潟区の魅力を映像化したらよいのではないかと意見をまとめ、それを大潟区の地域の団体に託したそうである。そして、2年をかけてようやく地域協議会が提言したことが地域の団体から地域活動支援事業に提案してもらい、日の目を見た。金谷区地域協議会においても、金谷区の観光・イベントについて金谷地域歴史を守る会の髙橋会長に話をして取り上げてもらい、昨年度の地域活動支援事業で採択された。いずれにせよ、自主的審議事項にはBグループの9区がそれぞれどういう形で取り組んだら地域のためになるかを考え、苦労していることを目の当たりした。金谷区に取り入れられることがあれば参考にしたいと考えている。

ただいまの説明と事務局からの説明について、質問等のある委員の発言を求める がなし。

一次第4議題(1)令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について一

【村田会長】

次に、次第4議題(1)令和3年度地域活動支援事業採択方針等の検討について に入る。本日は市からの依頼に基づき、令和3年度地域活動支援事業の採択方針等 について検討を行う。事務局に説明を求める。

【田中主任】

・依頼文により説明

【村田会長】

事務局の説明について、意見のある委員の発言を求めるがなし。

では、資料「令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について(金谷区)」の1ページ目「A募集期間について」、事務局に説明を求める。

【田中主任】

・参考資料「審査・採択スケジュールのイメージ」により説明

【村田会長】

「A募集期間について」は「募集期間」、「プレゼンテーション用の資料提出を団体に求めるかどうか」、「委員から事前に質問を提出するかどうか」の3点について検討したい。プレゼンテーション用の資料を団体に求めたり、委員から事前に質問を提出してもらうことによって募集期間が変更になる可能性もあるので、この3点について同時に話し合った方がいいと思うがどうか。それとも、プレゼンテーション用の資料の提出の有無や事前の質問の提出については置いておき、ただ募集期間についてを先に協議するか。

【小林委員】

せっかく参考資料を作ってもらったので、募集期間が2週間の2パターンと、1 か月の2パターンの4パターンのうちどれがいいかを皆さんに聞いて、そこからの 議論でもいいような気がする。

【村田会長】

では、参考資料の募集期間4パターンについて、意見のある委員の発言を求める。

【神崎委員】

提案団体に求めるプレゼンテーション用の資料がイメージできないが、こちらで ひな形を作り埋めてもらうイメージか。

【小林委員】

まだ全体で決まった話ではないので自分のイメージだが、これまでのプレゼンテーションは結局我々がもらった資料と全く同じものを団体がここで読み上げるだけだった。それについては我々が事前に予習すべきものであり、そこで生じた疑問や質問などを、まず1度、提案者側に戻すということがひとつ。プレゼンテーションをしてもらう際は、本当に紙1枚で訴えたいことだけ提示してもらった方がいいのではないかということがひとつである。結局それがないと、もらった資料を長々と朗読されることに尽きてしまう。もしプレゼンテーション用の資料を求めるなり、事前の質問提出をするという方向性になれば、今年の案件を例にしてこんなポイントだけを書けばいいといったものを参考に出さないといけないと考えている。

【土屋委員】

前回の会議を欠席したので理解できていないのだが、そもそもなぜ4パターンに なるのか。

【村田会長】

本来であれば、従来どおりの1か月と意見が出た2週間の2パターンを検討すればよかったが、今年度プレゼンテーションで説明した提案団体がなかなか的を射ない説明をして時間を費やしてしまったり、その説明があまり要約されていないということがあった。そのため、プレゼンテーションがもっと効率的になるように、説明する内容を1枚の資料に要約したものをあらかじめ提供してもらったり、委員から事前に質問事項を出してもらっておいて、プレゼンテーションの場でそれについて回答してもらうことでより深く我々に訴えるような場を作ったらどうかという意見が小林委員からあった。したがって、それぞれの要素が追加されて4パターンになっている。

【土屋委員】

つまり、プレゼンテーション自体は実施することを前提とした内容でよいか。要するに、高田区のようにプレゼンテーションがなくて資料だけ見て委員が判断して 採点するということではないと理解してよいか。

【村田会長】

よい。

【平良木委員】

話し合いの進め方について確認したい。先に募集期間だけ決めて、そのあとにプレゼンテーション用の資料の提出等をどうするかを決めるのか、最初からプレゼンテーション用の資料の提出等の意見を言ってもいいのか。

【村田会長】

両方同時でよい。募集期間を決めて、それにプレゼンテーション用の資料の提出 を追加するかどうかというやり方もあるが、皆さんの意見がひとつの方向性に繋が らない状況であれば採決で確認することになる。

【平良木委員】

募集期間については、先ほどの会長会議の資料を見ると2月ぐらいから相談会が

あるので2週間でいいと思う。また、プレゼンテーション用の資料の提出を求めることについては、我々委員は事前に資料をもらって読むことができ、それを読んで自分で理解すればいいので、新たな資料を求めてそのためだけに労力を使ってもらう必要はないと思う。委員からの事前質問の提出については、提案者に事前に質問を伝えておくことで当日質問された時に的確な答えができるという趣旨であれば意味があると思うが、事前に質問した内容を資料にまとめる必要はないと思う。

【村田会長】

まず募集期間を皆さんに諮って、その上でプレゼンテーション用の資料や事前の 質問の提出について確認するというやり方もある。

【山井副会長】

これまで募集期間は4月1日から4月30日までだった。先ほど2月から相談会があるという意見もあったが、大体の団体は3月末で締めて4月から新年度が始まると思うので、募集期間を2週間として4月14日を締切りとするのは少し厳しいと思う。4月1日から新しい仲間が集まって何かしようと言ったときに、2週間だとすぐに過ぎてしまう気がするので、私は1か月がいいと思う。やはり書類を提出するには少し時間も必要かと思う。

【髙橋敏光委員】

2週間という意見は私が出した意見で、これは経験上言っていることである。 2週間だろうが3週間だろうが1か月あろうが一緒である。何回もやっている事業なので、今年提出するのが遅れて来年応募しようとしている団体はもう大体考えていると思う。募集期間が長ければたくさん応募があるかと言えばそうではないと思う。今はみんな早いから、3日間から4日間あれば相見積もりくらい用意できる。書類も今はほとんどパソコンで作っている。そんな状態なので2週間あれば十分であり、今までの私の経験だと「審査はまだか」となる。また、事業を行うためには少しでも期間が長い方がやりやすい。募集期間があまり長くなると事業に取り掛かるのが遅くなり、例えば3月31日まであっても冬の活動できない期間を引き抜くと、どうしても活動期間が短くなる。そういう意味で、できるだけ早く会議で内容を審査して決定した方がよい。提案書は大枠だけ決まっていれば作れると思う。団体も実施したい事業は大体頭に入っているので2週間で十分提案書を書けると思う。私も

いろいろな事業を何回も応募しているので、経験上から話をさせてもらった。

【村田会長】

参考だが、28地域自治区の中で募集期間が2週間の区はない。1か月の区が多い。提案団体が応募しやすいように設定するのがいいのか、事業を早く開始できるようにした方がいいのか。それを比べてほしいと思う。参考資料の一番下に「いずれの募集期間の場合も、提案者は市が提案書を受け付けた時点から事業に取りかかることができる」と書いてある。もちろん採択されなければ事業に取り掛からないという団体もあるかと思う。しかし、実際には取り掛かることはできる。応募しやすくした方がいいか、事業に早く取り掛かることができるようにした方がいいか、この2点だと思う。

【神崎委員】

今ほど髙橋敏光委員から、事業を提案した側として、早く採択してもらい補助金を使いたいという意見があったと思うが、この場にいる皆さんの中にも他におそらく事業提案した団体に携わっている人がいると思う。逆に1か月の募集期間がないと応募できなかったといった話があるか。もしそういった話があればその人の意見も聞きたい。

【村田会長】

1か月の募集期間でも、募集が始まってすぐ応募する団体あるいは締切り直前になって応募する団体と様々かと思うが、傾向はあるか。事務局に説明を求める。

【田中主任】

過去の傾向までは把握していないが、今年度はコロナ禍という事情もあり、割と締切り直前の応募が多かったように思う。ただ、早くから準備していたり、毎年応募している団体、過去に応募したことがある団体は募集開始後すぐ提出されるケースもあり、様々である。

【村田会長】

個人的な意見だが、髙橋敏光委員のレベルなら1週間もあれば申請できると思う。 しかしながら、新たに応募する一般の人たちにとってはそうではない気がする。

【髙宮委員】

募集期間を短くするとことは大変いいことなのだろうが、地域協議会の会議の開

催は月に1回、年間で12回ほどである。募集期間を短くした場合、金谷区に割り当てられた予算配分額が消化できるかどうか。以前は金谷区における防犯灯のLED化事業の応募があり、これは金額が大変高額であった。そういった大きな金額の提案が出てくれば割り当てられた予算配分額が1回の募集で消化できると思うが、追加募集や三次募集を行うこととなったとき、本来金谷区地域協議会で協議すべき事項のための時間が取れるかどうか。それを考えると、今までどおり1か月必要ではないかと思う。

【村田会長】

おおむね意見が出尽くしたと思う。考えはそれぞれあるかと思うので、ここで募集期間を従来どおり1か月とするか、2週間に変更するかの2つの意見で採決を取りたいと思う。

【髙橋敏光委員】

1か月と2週間の真ん中という意見はどうか。

【村田会長】

前回の会議ではこの2つの意見だけであった。真ん中というと、例えば3週間という意味か。

【平良木委員】

確か高田区は締切りが4月20日だったと思う。そういう案も可能性としてある ということか。

【村田会長】

高田区は4月20日が締切りなので約3週間である。ただし、2週間としている 区はない。

募集期間を従来どおり1か月とするか、2週間に変更するかについて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、募集期間を従来どおり1か月とすることに賛成の委員と2週間に変更することに賛成の委員が同数であったことから、議長の決するところにより募集期間は従来どおり1か月とすることに決する。

【土屋委員】

確認だが、これは令和3年度の募集期間のことを協議しているので、令和4年度

はまた反省や改善をしながら変更する可能性もあるということでよいか。

【村田会長】

そのとおりである。

【小林委員】

最終的に採決するのであれば、最初から採決してはどうか。

【村田会長】

それでは、これよりあとは最初から採決を行いたいと思う。

プレゼンテーション用の資料提出を団体に求めるかどうか及び委員が事前に質問を提出するかどうかについて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、プレゼンテーション用の資料提出を求めること及び委員が事前に質問を提出することに賛成の委員数が過半数に達しなかったことから、プレゼンテーション用の資料提出は求めないこと。また委員が事前に質問を提出しないことに決する。

次に「B採択方針について」は、「マンパワー」の文言は違和感があるので、なくてもよいのではないかとの意見があった。ちなみに「マンパワー」という言葉を調べたところ、人の労働力、人手、投入できる人的資源、もう少し具体的に言うと地域住民の労働力、人的資本という意味で多く使われているようである。ただ、ビジネス用語的な意味合いがあるのではないかという指摘であった。

採択方針についてこれまでどおり変更なしとするか、「マンパワー」の文言を削除するかについて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、「マンパワー」の文言を削除することに賛成の委員数が過半数に達したことから、採択方針から「マンパワー」の文言を削除することに決する。

次に「C優先採択事業について」は、「再編対象のヨーデル金谷をどう扱うか」、「文化財の歴史的価値を住民が継承することは大事だが、厨子を修繕することに価値があるか疑問」、「金谷区として今年はこういう方向に集中しようということはないか。間口を広げたままでいいか」との意見があった。優先採択事業にこういった意見を盛り込むか、あるいは従来どおりとするか。意見のある委員の発言を求める。

【平良木委員】

この項目は、厨子をどうするとかヨーデル金谷をどうするといった具体的なこと

を話し合う項目ではないと思う。金谷区の課題として重点的に優先させたい方針を 決めていくべきなので、詳しい話は必要ないと思うがどうか。

【村田会長】

そのとおりである。優先採択事業の項目ではなく、次の対象外事業の項目で文化 財や厨子の意見を出してもらえばよかった。優先採択事業についてはそういった議 論は扱わなくてもいいのではないかという意見であり、その考え方がもっともかと 思うがどうか。改めてここの議論ではないと考える。

優先採択事業については、採決は行わずにこれまでどおりで変更なしとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に「D対象外事業について」、事務局に説明を求める。

【田中主任】

前回の会議で、募集要項の2ページの「ここがポイント!2」の記載内容に自由度があるかとの意見があった。金谷区の募集要項では、この枠内に上越市地域活動支援事業実施要綱第3条において対象外事業と定められている6つの事業を記載している。要綱で定められた対象外事業は、どの区においても募集要項に記載されている。この6つの事業は削除することができないが、この他に関連する事項でこの枠内に記載した方がよい内容があれば載せることは可能である。

【村田会長】

事務局から説明があったとおり、募集要項の「ここがポイント!2」に記載されている6つの事業については削除ができない。ただし、追加は可能とのことである。 委員からは文化財等をここに追加したらどうかとの意見があった。対象外事業として具体的に追加すべきものがあるかどうか。個人の持ち物となるものは駄目だといったことは対象外事業の枠には書けないと思う。例えば、「文化財に関する事業」といった文言は追加可能かもしれない。

【田中主任】

補足説明である。「スポーツ、ダンス、音楽活動で個人の持ち物となる道具、ユニフォーム等の購入は対象外で」との意見が委員から出ている。例えば、ユニフォームや楽器などの備品は個人が使ったり、個人が着用することがあると思う。購入した備品の所有自体が個人のものとなる事業は、事務局の段階で受け付けておらず対

象外としている。結果として使うのは個人であったとしても、所有はあくまでも団体となる事業について受け付けている。

【村田会長】

我々も最終的には個人が着るものだということは承知していて、団体として活動されているということで採択した過去があるはずである。それを言葉としてここで表すことが可能かどうか。また、文化財を対象外事業とすることについて、意見のある委員の発言を求める。

【髙橋 誠委員】

文化財そのものは正直言って手をつけられないというのが実情である。文化財の 修復等は文化財を認定している団体から許可がおりないとできない。したがって、 地域協議会の段階で文化財に手をつけてはならないという項目を設けること自体 が的を外れているのではないか。

【村田会長】

事務局の見解について説明を求める。

【田中主任】

募集要項には、宗教的なものは対象外事業とするなど6つの事業が記載されているが、上越市地域活動支援事業実施要綱では文化財自体が駄目だという決まりはない。文化財については所有者が修繕等すべきもので、修繕等に当たっては文化財に関連する補助金を使ったり地域活動支援事業を使ったり様々であり、決まりとしてあるのはその補助金を両方受けてはならないということである。文化財であることを理由に地域活動支援事業を受けられないという決まり自体はないので、あとは金谷区としてあえて対象外事業とするのかどうかを皆さんに協議してほしい。

【髙橋 誠委員】

それは費用の面かと思う。例えば観音像の首が折れた状態で文化財と認められた場合は、それを修復することは不可能である。首が折れたり手が取れた状態で文化財に認定されると、その状態を修復することは非常に難しい規約があるので、そこを地域協議会として補助金を出すので直してくれというのはちょっと的外れではないか。私も非常に勉強不足で詳しく聞かれると分からない部分もあるが、そういうことを聞いたことがあるので、少し慎重に行くべきではないかと思う。

【村田会長】

少し方向は違うかもしれないが、文化財には無形文化財と有形文化財があるそうである。無形文化財とは、例えば踊りや語り部などで、そういったものは地域活動支援事業として活動があれば認められているケースがあると聞いている。あえて対象外事業に文化財と書かなくても、有形文化財については我々委員が基本審査で評価することができるのではないか。そもそも対象外事業として受け付けないことにするか、審査においてそれぞれの委員が評価をするか。

【山本委員】

先ほど意見があったが、例えば観音像の首が折れてしまうと、それを並べても文 化財ではなくなるということか。それではせっかくの文化財がなくなってしまう。

【村田会長】

文化財でないものを修復したいという内容であればいいという話になるという 意味か。

【山本委員】

首が折れても直せなければ、首がないのは文化財とはならないだろう。

【村田会長】

文化財が破損したら文化財ではなくなるのか。事務局の見解を求める。

【田中主任】

不勉強で確実な回答ができないが、一度文化財と認定されていればそんなことはないと思う。修復して全く別物になれば文化財としてどうなのかということになると思うが、今あるものを少し修復する程度で文化財の認定が外れるかどうかというとそんなことはないのではないか。

【堀川センター長】

市の文化財の修復に関する補助金がある。つまり、壊れたら補助金を使って修復できるということだと思う。もともと文化財でないものを修復して文化財にしてほしいという話ではなく、もともと文化財であったものを修復するのであれば、市が限度額で100万円補助し、所有者が残りを負担するという補助金があるので、そういった制度を使って本来は修復してもらう。ただ、今回問題になっているのは、厨子という文化財でないものを地域活動支援事業で修復したが、もし次に文化財の

方が名乗りを上げたらどうするかであり、それを議論している。

【村田会長】

皆さん理解できたと思う。

対象外事業に「文化財に関する事業」を追加するかどうかについて採決すること を諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、対象外事業に追加しないことに賛成の委員数が過半数に達したことから、対象外事業はこれまでどおりとし、変更しないことに決する。

次に「E審査基準について」は、委員から出た5つの意見を審査基準に付け加えるかどうかである。付け加えなくても、これらを頭の中に入れながら「(ア)基本審査」や「(イ)優先採択審査」を行うという考え方もあると思う。これについて意見のある委員の発言を求める。

【髙橋 誠委員】

事務局に確認だが、提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているかどうかは、提案書の受付時に審査していないのか。

【田中主任】

地域活動支援事業の目的と合致していると判断したものを市で受け付けている。 ただ、委員の皆さんから見ると違った判断となる可能性もあり、それを判断しても らうために基本審査を設けている。

【髙橋 誠委員】

それであれば、素人である委員が基本審査を行うという作業はなくしてもいいのではないか。

【田中主任】

市が受け付けたことをもって地域活動支援事業の目的に合致していると捉えて、 基本審査を実施しないことも制度上可能ではある。ただ、委員によっては「これは 合致していないのではないか」という意見もあるかもしれない。そういったことを 踏まえて、基本審査を実施するかどうか皆さんで協議して決めてほしい。

【村田会長】

市で受け付けていれば、基本審査に合致したと私たち委員は思う。このほかに意 見のある委員の発言を求めるがなし。 基本審査及び優先採択審査をこれまでどおりとするかどうかについて採決する ことを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、基本審査及び優先採択審査はこれまでどおりとし、変更しないことに決する。また「(ウ)審査項目に基づく審査」の①公益性から⑤発展性までは、資料にもあるとおり全市共通の必要最小限の基準であり、削除はできない。

審査項目に基づく審査をこれまでどおりとするかどうかについて採決すること を諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、審査項目に基づく審査はこれまでどおりとし、変更しないことに決する。

次に「提案者によるプレゼンテーション」を、基本的には審査・採択の当日に行い、提案件数が多い場合は採択を別日に実施する場合があるというこれまでどおりの方法とするかどうかについて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、提案者によるプレゼンテーションはこれまでどおりとし、変更しないことに決する。

次に「F補助金額設定について」は2つの意見が出た。これについて、意見のある委員の発言を求める。

【平良木委員】

上限を設けたいという理由と、150万円という上限金額の根拠について意見を 出した委員に聞きたい。また、5万円の下限金額は従来からそうなっていたのだと 思うが、どういった意図で下限金額が設定されたのか分かれば教えてほしい。

【村田会長】

下限金額について事務局に説明を求める。

【田中主任】

下限金額も各地域自治区によって異なるので、例えば1万円という区もあれば下限金額を設けていない区もある。補助金は千円単位なので、千円以上であれば金額も変えることは可能である。また、質問は5万円になった経緯ということでよかったか。

【平良木委員】

下限金額が5万円になった経緯というよりは、下限金額を設定してあるとどのようなメリットがあるか知りたかった。

【田中主任】

メリットと言われると難しいが、下限金額を設けないと千円でも申請できることになる。ある程度形になる活動を募集するとなると、千円では何ができるかということになると思う。

【村田会長】

ちなみに下限金額の5万円は、金谷区地域協議会において制度開始時に取り決めて以来変わっていない。上限金額については、髙橋敏光委員に説明を求める。

【髙橋敏光委員】

上限金額を設けることについて意見を出した理由だが、1件の提案で大きな金額を使うよりも、多くの団体から提案が出て、多くの人に還元できる事業を実施してもらえればいいと思い意見を出した。先ほどの文化財の話にも関連するが、今年度相当な金額の提案が出てきて、これでは少し金額が大き過ぎると思った。金谷地区振興協議会が過去に活動してきた防犯灯のLEDへの切り替えは、5年がかりで終了した。一度にどんとひとつの団体で使うのは少し不公平というか、気になったので150万円という数字を示した。

【村田会長】

なお、最終的に採択する際に、協議により補助金を減額して採択することは採択のルールにおいて可能である。あらかじめ募集要項に150万円を上限金額として示すか。あるいは採択のルールの中で高額なものは協議により何パーセントか減額することで、意見のように他の団体にも補助金が行き渡るようにすることは可能である。ただ、これから社会が変わっていく。160万円の提案も出てくるかもしれない。金谷地区振興協議会で防犯灯のLED化事業を申請した時には、250万円や400万円といったこともあった。それに取って代わる事業がこれから出てくる可能性もあると思う。あらかじめ上限金額を設定して超えたものは受け付けないとするか、最終的に協議で減額することもできることも含めて考えてほしい。

まず、補助金額の下限をこれまでどおりとするかどうかについて採決することを

諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、補助金額の下限はこれまでどおりとし、変更しないことに決する。

次に、補助金額の上限をこれまでどおりとするかどうかについて採決することを 諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、補助金額の上限もこれまでどおりとし、変更しないことに決する。

このほかに、募集要項に関して意見のある委員の発言を求める。

【平良木委員】

細かいことだが、募集要項1ページ目の一番下の行「それぞれの想いを」の漢字について、常用漢字で「おもい」と書く時、一般的に公文書などでは「思い」と書き、文学的な表現の時に「想い」を使うことが多いように思う。すぐでなくてもいいが検討してもらえればと思う。

【村田会長】

これは市の定型の文章ではないか。金谷区のみの文言か。

【田中主任】

漢字については検討する。

【土屋委員】

募集期間は先ほど決定したが、それを告知するのは1月の広報か2月の広報か。

【田中主任】

会長会議の参考資料の中に、地域活動支援事業に関する今後の主なスケジュールがある。2月中旬の新年度予算案の公表を経て、制度の概要案の公表、そのあと2月下旬に実施する活動報告会は令和3年度地域活動支援事業の説明も兼ねて行う。また、4月1日から募集を開始するに当たり、3月25日号の広報上越とあわせて募集要項を全戸配布する予定である。広報については毎月25日が発行日となっており、3月25日号の広報上越に概要が掲載される。また、地域協議会だよりでもお知らせする予定である。

【村田会長】

次に進める。「G自己評価票」については2つの意見が出ている。これについて意

見のある委員の発言を求めるがなし。

自己評価票をこれまでどおりとするかどうかについて採決することを諮り、委員 の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、自己評価票はこれまでどおりとし、変更しないことに決する。

次に「H審査の基本的なルールについて」は4つの意見が出ている。これについて、意見のある委員の発言を求めるがなし。

審査の基本的なルールの「(1)提案事業の審査・採点者」から「(5)提案事業の順位の確定」をこれまでどおりとするかどうかについて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、審査の基本的なルールは全てこれまでどおりとし、変更しないことに決する。 次に「I採択の基本的なルールについて」は「(1)採択事業と補助金額の検討」 で石野委員から意見の補足説明を聞く予定であったが、本日欠席である。要は採択 基準に満たない点数の場合は、委員による協議をもって採択を検討したらどうかという意見かと思う。事務局に補足説明を求める。

【田中主任】

石野委員から補足説明を聞いているので、代わりに説明する。採点は委員1人当たりの満点が25点で、16人全員が出席したとすると全体の満点が400点になる。現在のルールではこの半数に満たない、つまり199点以下は不採択となる。例えば1点でも足りないと、そこで採択・不採択が分かれることになるが、こういった事業はその後に委員で協議の場を設け、減額するなり附帯事項を付すなりした上で、最終的な採択・不採択を決めてはどうかというのが、石野委員の意見である。

【村田会長】

すなわち、200点でなく199点だったら検討してあげたらどうかという考えである。

【髙橋 誠委員】

考え方とすればたった10点でも同じくなってしまう。要は全提案について、不 採択になっても検討はするということか。

【村田会長】

そうである。以前、高田区の会議を傍聴した際に、4点足りない団体があった。 それについて、4点だから検討できないかという提案があったが、多くの委員が「それは決まりだからしない方がいい」ということであった。金谷区はどうするか。例えば、予算配分額にまだ余裕があるなら150点でも協議して決めたらどうかというのが、石野委員の意見かと思う。

【小林委員】

例えば当初募集で不採択になった提案を追加募集で出しなおすことは可能か。

【田中主任】

当初募集で不採択になっているので、全く同じ状態で追加募集に出すことはできないが、同じ団体が違う事業内容で提案することは可能である。

【小林委員】

不採択になったのには理由があるはずである。それをこの場で耳にして、聞く耳を持って、我々の採点が上がるような対応を講じて改めて追加募集に応募したものであれば受け入れるべきだと思うし、そのチャンスを与えることでいいと思うが、やはりルールはルールとして、そこは1回守るべきだと思う。我々は委員としてアドバイスはする。そして再チャレンジは受け付ける。

【村田会長】

あくまでも、満点の2分の1以上であればいいが、半数いわゆる平均点に満たない場合にはルールどおり不採択とするというのが小林委員の意見かと思う。

【神崎委員】

採点をしていて思うのだが、この採点方法で半分の点数を取れないということは、 相当ひどい提案だと思うのでこのままでいいと思う。

【村田会長】

ほかに意見がないようなので、採択の基本的なルールの「(1) 採択事業と補助金額の検討」から「(2) 採択事業と補助金額の決定」をこれまでどおりとするかどうかについて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、採択の基本的なルールは全てこれまでどおりとし、変更しないことに決する。

最後に「J地域活動支援事業 審査・採点シートについて」、事務局に説明を求める。

【田中主任】

意見の審査の配点について補足説明である。共通審査の配点と審査項目・審査基準については、全市で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準であるため項目をなくすことはできないが、配点を地域の実情に応じて加点したり、点数化しないことは可能である。ただし、この場合はどの項目に加点するか、点数化しない場合はどのように採択事業を決定するかなどを、地域協議会として決めなくてはならない。また、基本審査の地域活動支援事業の目的との合致については、「地域の課題解決を図って、地域の活力を向上する」という一つの流れと解釈している。ただ、市が受け付けたものでも、地域の実情を知っている委員の皆さんの視点からは違った判断となるかもしれないので、そこは各委員の判断で審査してもらうため現在の基本審査の項目はこのような様式となっている。

【村田会長】

この採点シートについては意見が2つ出ている。

【田中主任】

追加で補足する。基本審査の判定基準については「地域の課題解決を図って、地域の活力を向上する」という一つの流れなので、そういった意味では「両方」と捉えてもらってよいかと思う。

【小林委員】

今補足説明があった意見は私が出したものだが、基本審査は適合するかしないかを選択して適合しない場合に理由を記載する流れより、むしろ先にこれは地域の問題解決に繋がるのか、活力向上に繋がるのか、自主的自発的な行動なのかの3点を我々が考える。そして納得となったら「適合する」をチェックする流れの方がいいのではないか。適合するかしないか迷って、適合しないをチェックしてからその下の理由を考えるよりは、先にしっかりこの3点をチェックして、地域活動支援事業の目的に合致しているという確認をした上で「適合する」とした方が何となく納得しやすい気がする。

【村田会長】

審査・採点シートの書き方としては、具体的にどういうことか。

【小林委員】

先に3点についてチェックして結論を出す方がシンプルなプロセスである。

【村田会長】

事務局、理解できるか。

【田中主任】

審査・採点シートの「2 基本審査」の上下になっている項目を入れ替えて先にチェックしていき、最終的に適合するかしないかを判断した方が審査しやすいという 意見かと思う。もし皆さんその意見に賛成であればそのように変更することとなる。

【村田会長】

小林委員の意見は、該当しないものをまず選別してから、「地域活動支援事業の目的と合致しているか」の「適合する・適合しない」をチェックする流れに変更するということである。現在の審査の順序を入れ替えるということである。

【小林委員】

「これは地域の課題解決にならない」と考えた人であれば当然そこに理由が書ける。そうすると結論として「適合しない」に至ることになる。

【村田会長】

このほかに意見のある委員の発言を求めるがなし。

地域活動支援事業審査・採点シートの基本審査の項目の順序を入れ替えることに ついて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、基本審査の項目の順序を入れ替えることに賛成の委員数が過半数に 達したことから、該当しないものを先に選別し、ひとつでも当てはまれば地域活動 支援事業の目的との合致が「適合しない」となる流れに変更することに決する。

以上で全ての項目について検討が終了した。

このほかに全体をとおして意見のある委員の発言を求める。

【大瀧委員】

審査・採点シートの「4 共通審査」の採点表は審査基準としていろいろな視点 が載っているが、これは市全体が同じ基準を使っているのか。

【田中主任】

審査項目の①公益性から⑤発展性までと、審査の視点である審査基準は全市共通である。

【大瀧委員】

審査の配点を少し簡単にしてほしいというのは私が出した意見だが、今の説明を 聞けば金谷区地域協議会のみの基準ではないので、変更はできないと思う。その意 見はなかったことにしてもらってよい。

【髙橋敏光委員】

いつも採点をするときに迷うのだが、各項目5点満点になっているため採点していてこれは半分の点数くらいと感じた場合3点をつけてしまう。2.5点がないので、ついかわいそうだと思い3点をつけてしまう。不採択にしたくてもなかなか難しいのが現状なので、①公益性から⑤発展性まで全て3点をつけると合格点になってしまう。各項目5点ではなく10点満点にするのはどうか。

【村田会長】

今まで、2.5点という点数の付け方はなかった。整数で採点するというルール だったと思う。

【田中主任】

審査項目は減らせないが、例えば配点を5点から10点にするといったことや、 公益性だけ10点満点にするといったことはできる。ただし、審査項目をなくすと いうことはできない。

【村田会長】

例えば、①公益性から⑤発展性までを全て10点満点にすると委員一人当たりのトータルは50点満点になる。そうすると計算しやすく、採点しやすいといった意見である。

【神崎委員】

中間の点数がないという意見は確かにそのとおりだと思うが、10点になったことを想像するとそんなに細かく点数を付ける自信がない。8点と7点の違いがよく分からないので、むしろ2.5点を可能にした方がよいのではないか。

【田中主任】

金谷区のルールとして2.5点を設けるということに決まればそのような形でも

いいが、例えば1.3点や0.9点といった点数までよしとするかどうか。また半数未満は不採択というルールがあるため、集計作業にも影響してくると思う。その辺も踏まえて皆さんで2.5点を設けるかどうか協議してもらえればと思う。

【神崎委員】

自分で2.5点という提案をしたが、確かに1.3点と書きたくなる委員も出て くるかもしれない。皆さんからも声が出ているが、迷ったら2点にするというふう にみんなが思っていれば今のままでいいと思ったので、先ほどの意見は撤回する。

【平良木委員】

2. 5点というのは整数でないので、やはり煩瑣になってしまう。また、私は髙橋敏光委員の意見とは逆の考えで、少し曖昧になるとすぐ真ん中をつけてしまうと思う。2点にするか3点にするかによって、そこに採択ラインか不採択ラインかという意思が働くので、むしろそういった真ん中の点数を設けない方がいいと思う。

【山井委員】

そんなことはないと思うが、全員が2.5点をつけたら本当に真ん中に集中して しまうと思う。

【村田会長】

共通審査の配点をこれまでどおりとするかどうかについて採決することを諮り、 委員の了承を得る。

採決の結果、これまでどおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、共通審査の配点は各項目これまでどおり5点満点とし、変更しないことに決する。

本日の検討結果は正副会長で整理し、次回の会議で資料に反映し皆さんにお示しする。以上で、次第4議題(1)令和3年度地域活動支援事業採択方針等の検討についてを終了する。

一次第5事務連絡一

【村田会長】

次第5事務連絡について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・次回会議:1月27日(水)午後6時から 福祉交流プラザ
- ・内容(予定): 令和3年度地域活動支援事業採択方針等の検討 自主的審議事項について市担当課からの説明
- ・当日配布資料:令和2年度地域活動支援事業(金谷区)主な活動予定表[1月、 2月、3月]

ウィズじょうえつからのおたより

【村田会長】

事務局の説明について、質問のある委員の発言を求めるがなし。

【髙宮委員】

前回の会議で最終処分場の説明あった。これについては議会でもいろいろな論議がされ、答弁もあったと思う。また、金谷地区公民館の移設の問題もある。我々も新聞などでは見ているが、金谷区地域協議会として関心を持って議題として取り上げてもいるわけなので、資料の中に今はこういう状況だというものも入れてもらえるとありがたい。

【村田会長】

身近なことなので、そういった資料等も添付しできるように事務局と相談してい きたいと思う。

本日の議題は全て終了した。

- 会議の閉会を宣言
- 9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課

南部まちづくりセンター

TEL : 0 2 5 - 5 2 2 - 8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。